

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
住吉高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが16件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1620 928"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額 (総額)</th> <th>件数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>令和5年7月27日 から同月28日まで</td> <td>39,080円</td> <td>2</td> <td>令和5年9月5日</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>令和5年10月11日 から同月14日まで</td> <td>1,054,620円</td> <td>12</td> <td>令和5年12月6日</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>令和5年12月5日 から同月7日まで</td> <td>255,880円</td> <td>2</td> <td>令和6年2月2日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	福井県	令和5年7月27日 から同月28日まで	39,080円	2	令和5年9月5日	沖縄県	令和5年10月11日 から同月14日まで	1,054,620円	12	令和5年12月6日	台湾	令和5年12月5日 から同月7日まで	255,880円	2	令和6年2月2日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日																		
福井県	令和5年7月27日 から同月28日まで	39,080円	2	令和5年9月5日																		
沖縄県	令和5年10月11日 から同月14日まで	1,054,620円	12	令和5年12月6日																		
台湾	令和5年12月5日 から同月7日まで	255,880円	2	令和6年2月2日																		
措置の内容																						
<p>検出事項の原因は、事務担当者が30日以内に精算を行う必要があることについての意識が希薄であり、支出命令者も指導監督が不十分であったことにある。再発防止に向けて、是正を求められた事項について、事務担当者への注意喚起を行うとともに、支出命令者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月30日）